

提案者の皆様へ

「環境学習都市にしのみや・パートナーシッププログラム」についての考え方

＜プログラムの趣旨・目的＞

「環境学習都市にしのみや・パートナーシッププログラム（以下「プログラム」という。）」は、第 3 次西宮環境基本計画（以下「計画」という。）に掲げる環境目標（ゼロカーボン、資源循環、生物多様性、安全・快適）の実現に向け、事業者や市民団体等（以下「事業者等」という。）に参画と協働を呼びかける仕組みです。

環境目標の実現に向けては、日常の様々な場面での気づきが重要となることから、この仕組みを通じて、幅広い事業者等からの提案を募るとともに、各主体の参画と協働による環境学習都市に相応しい取り組みを推進して参りたいと考えています。

＜プログラムの種類＞

次の 1（１）～（６）のいずれか、または 2 に適合するプログラムであることが必要です。

1 提案者による独自の事業

- （１）資料の提供
- （２）学習プログラムの実施
- （３）発表や交流の場の提供
- （４）各種コンテストの実施
- （５）教材や場所の貸出
- （６）広報・普及への協力

2 市が実施する事業に対する、協力・協賛または直接助成

＜プログラムの内容＞

次の 1～5 の全てに適合するプログラムであることが必要です。

- 1 市民を主な対象として、市内で実施される提案者独自の事業であること（前項の 2 の場合を除く）。ただし、実施に要する経費は、事業者等が負担するものとする。
- 2 計画に掲げる環境目標（ゼロカーボン、資源循環、生物多様性、安全・快適）のいずれかの実現を目的とすること。
- 3 営利を主たる目的としないこと。
- 4 宗教的・政治的な目的としないこと。
- 5 公序良俗に反しない内容であること。

＜提案の手続きと承認＞

プログラムの提案・承認については次の手順で行います。

- 1 「環境学習都市にしのみや・パートナーシッププログラム提案書（様式 1）」に必要事項を記入の上、環境企画課に提出。
- 2 提出されたプログラムについて、市が審査及び決定（承認または不承認）。
- 3 提案者によるプログラムの実施。
- 4 提案者は「環境学習都市にしのみや・パートナーシッププログラム実施報告書（様式 3）」を環境企画課に提出。

<実施期間>

4月1日～3月31日（年度単位）

※複数年度にわたって実施するプログラムについては、年度ごとに提案書を提出してください。

<広報支援>

承認されたプログラムについては、市政ニュースやEWCニュースなどへの掲載が可能です（紙面スペースの都合などから掲載できない場合もあります）。また、提案者はプログラムの実施において、「環境学習都市にしのみや・パートナーシッププログラム」であることを明示してください。

<ロゴマーク等の使用等>

承認されたプログラムについては、環境学習都市ロゴマーク及びキャッチフレーズ（以下「ロゴマーク等」という。）をチラシ等に使用することができます（使用期間は承認された期間内）。

ロゴマーク等は、特定の商品やサービスとの関連を想起させる以下の用途への使用は認められませんので、ご注意ください。

- 1 商品本体及びそのパッケージや取扱説明書
- 2 商品やサービスを主に紹介するチラシやカタログ、これに準ずる印刷物、映像

また、提案書の記載内容に虚偽があった場合、またはロゴマーク等が不正に使用された場合等にあつては、市は認定の取り消しその他の必要な措置をとらせていただきます。

<エコカード・エコスタンプシステムとの連携>

承認されたプログラムは、市内の小学生に配布しているEWCエコカードと、その保護者を対象とする「EWC保護者用エコカード」のスタンプ押印対象として、案内チラシなどに「エコカード、保護者用エコカードをお持ちいただいた方にはエコスタンプを押印します」という文言を記載してください。

※エコスタンプをお持ちでなければ環境企画課へご連絡ください。



2024年度 EWC エコカー（小学1～6年生）



2024年度 EWC 保護者用エコカード

<経費負担等について>

プログラムの準備、実施等で発生した経費は、全て提案者の負担とします。その他、プログラム実施中の事故や不測の事態についても、その責任は提案者が全て負い、市は一切の責任を負いません。

<個人情報の取扱について>

プログラムを実施する際に、個人情報を取得・利用する場合は、下記を遵守してください。

- 1 法令を遵守し故意・過失により個人情報が漏洩することがないように十分な管理を徹底するとともに、利用目的を明示して取得し、その利用目的を超えて使用しないこと。
- 2 不正なアクセスや改ざん・破壊などを防止するために取扱者を特定するなど、管理を徹底すること。万一漏洩などの事故が発生した場合、その責任は提案者が全て負い、市は一切の責任を負わない。

以 上